

令和2年第3回山ノ内町議会定例会会議録

---

山ノ内町告示第60号

令和2年6月2日（火） 山ノ内町役場議場に開く。

---

令和2年6月2日（火） 午前10時開会

---

○ 議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 報告第 3号 令和元年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について
- 4 報告第 4号 専決処分の報告について  
専決第 3号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
- 5 報告第 5号 専決処分の報告について  
専決第15号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
- 6 報告第 6号 専決処分の報告について  
専決第16号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
- 7 報告第 7号 専決処分の報告について  
専決第21号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
- 8 報告第 8号 令和2年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業計画及び予算の報告について
- 9 報告第 9号 放棄した私債権の報告について（水道料金）
- 10 報告第10号 放棄した私債権の報告について（有線放送電話使用料）
- 11 承認第 1号 専決処分の承認について  
専決第 4号 令和元年度山ノ内町一般会計補正予算（第8号）
- 12 承認第 2号 専決処分の承認について  
専決第 5号 令和元年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算（第4号）
- 13 承認第 3号 専決処分の承認について  
専決第 6号 令和元年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 14 承認第 4号 専決処分の承認について  
専決第 7号 令和元年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）
- 15 承認第 5号 専決処分の承認について  
専決第 8号 令和元年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 16 承認第 6号 専決処分の承認について  
専決第 9号 令和元年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

- 1 7 承認第 7 号 専決処分の承認について  
専決第 1 0 号 令和元年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 8 承認第 8 号 専決処分の承認について  
専決第 1 1 号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 9 承認第 9 号 専決処分の承認について  
専決第 1 2 号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 0 承認第 1 0 号 専決処分の承認について  
専決第 1 3 号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 2 1 承認第 1 1 号 専決処分の承認について  
専決第 1 4 号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 2 承認第 1 2 号 専決処分の承認について  
専決第 1 7 号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 3 承認第 1 3 号 専決処分の承認について  
専決第 1 8 号 山ノ内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 4 承認第 1 4 号 専決処分の承認について  
専決第 1 9 号 令和 2 年度山ノ内町一般会計補正予算（第 1 号）
- 2 5 承認第 1 5 号 専決処分の承認について  
専決第 2 0 号 令和 2 年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 2 6 議案第 2 9 号 令和 2 年度山ノ内町一般会計補正予算（第 2 号）
- 2 7 議案第 3 0 号 令和 2 年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 2 8 議案第 3 1 号 令和 2 年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 2 9 議案第 3 2 号 令和 2 年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 3 0 議案第 3 3 号 令和 2 年度元災公共土木施設災害復旧工事請負契約の締結について
- 3 1 議案第 3 4 号 令和 2 年度塵芥車購入事業の売買契約の締結について
- 3 2 議案第 3 5 号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 3 議案第 3 6 号 山ノ内町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 4 議案第 3 7 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 5 議案第 3 8 号 山ノ内町国際交流員任用条例の制定について

---

○ 本日の会議に付した事件……………議事日程に同じ

---

○ 出席議員次のとおり（12名）

2番	白鳥金次君	8番	高田佳久君
3番	山本岩雄君	9番	渡辺正男君
4番	湯本晴彦君	10番	西宗亮君
5番	高山祐一君	11番	小林克彦君
6番	望月貞明君	12番	布施裕泉君
7番	徳竹栄子君	13番	山本光俊君

---

○ 欠席議員次のとおり（なし）

---

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 藤澤光男 議事係長 田村英則

---

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	竹節義孝君	副町長	小松健一君
教育長	柴草隆君	会計管理者	小林一夫君
総務課長	小林広行君	税務課長	常田和男君
健康福祉課長	大塚健治君	農林課長	鈴木隆夫君
観光商工課長	湯本義則君	建設水道課長	小林元広君
教育次長	山本和幸君	消防課長	町田昭彦君

---

(午前10時00分)

**議長(山本光俊君)** おはようございます。

本日はご苦労さまでございます。

令和2年第3回山ノ内町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ご多忙のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

3月定例会閉会后、新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大し、4月17日には全国に緊急事態宣言が発令されました。北信保健所管内においては8名が感染し、県下初のクラスターと認定されました。当町においても感染者が確認され、対応に追われたところですが、その間、徹底した外出自粛や、密閉・密接・密集のいわゆる三密の回避、手洗い、マスク着用など、全ての皆さんの我慢と努力により、爆発的な感染拡大には至らずに、5月25日には全ての都道府県において緊急事態宣言が解除となりました。まだ、一部の地域で感染拡大の兆候が見られるものの、比較的落ち着いた状況となっております。

議員各位にも、活動の自粛等をお願いし、感染予防にご協力をいただきましたことに心より感謝申し上げます。今後は、新しい生活様式や、県で定めた社会経済活動再開に向けたロードマップに沿って、日常を取り戻すため一丸となって取り組んでいくことが必要であります。

さて、本定例会に提出されました諸議案につきましては、後刻、町長より説明がありますが、議員各位におかれましては、全ての案件に対して十分な審議を尽くされるとともに、円滑かつ活発な議事運営に向け、格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、理事者並びに管理職各位におかれましても、円滑な議事運営に格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、議場内においてもでき得る限りの感染予防策を講じたいと考えておりますので、皆様のご理解をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

---

**議長(山本光俊君)** 会議に入る前に、執行機関側の座席の変更について申し上げます。

議場における感染予防、並びに去る4月1日付の人事異動に伴いまして、変更後の執行機関側の座席表をお手元に配付してありますので、ご確認をお願いします。

ここで、人事異動となりました管理職から自己紹介をお願いいたします。

(管理職自己紹介)

---

(開 会)

(午前10時04分)

**議長(山本光俊君)** ただいまの出席議員数は12名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより令和2年第3回山ノ内町議会定例会を開会します。

クールビズについて申し上げます。

節電と省エネルギー対策推進の一環として、本年もクールビズを実施しておりますので、ご

承知願います。

---

議長（山本光俊君） 町長から招集の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 改めて、おはようございます。

本日、ここに令和2年第3回山ノ内町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には定刻にご参集いただき、開会できますことに厚く御礼申し上げます。

中国武漢市で発生したといわれる新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界に感染が拡大し、WHOがパンデミック宣言をするに至りました。日本でも2月初めにクルーズ船内で感染者が確認されるや、岩手県を除く46都道府県に感染が広がり、死者が確認され、緊急事態宣言が発せられました。当北信保健所管内でも、4月17日に1名の感染者が確認され、その後、濃厚接触者がPCR検査を受け、管内の感染者は8名となり、クラスターが発生したと公表されました。

県の指導を受け、対策に当たってきましたが、世界経済や社会生活も壊滅状態となってしまいました。町は、いち早く3月には緊急対策として、町制度資金800万円にかかる保証料金利を町負担とする支援を行い、併せて県制度資金8,000万円の金利の助成措置も行いながら、観光・商工業の救済に当たりました。初めてのことであり、感染拡大防止に向け、不要不急の外出や密閉・密集・密接を避けるとともに、マスク、手洗い、うがいなどの注意喚起を行い、県の指導に基づき、旅館、ホテル、飲食店の皆さんには5月31日まで営業自粛などのお願いをしてきました。6月1日から再開となりましたが、元に戻るにはかなりの期間がかかるのではないかと思います。国の第2次補正予算を受け、5月1日付で専決予算対応をし、国民全員に一人当たり10万円を給付する特別定額給付金や、休業要請等に応じた事業者に対し、県市町村連携による30万円の協力金等の支給、総売上げが前年同月比50%以上の減少の企業には、最高200万円の給付金支給などの対応を行ってまいりました。

5月9日に県が定めた発生段階の区分において、北信圏域レベルは1に引下げとなり、5月14日には長野県を含む39県が、25日には全国緊急事態宣言が解除となりましたが、完全に収まったわけではなく、引き続き生命と経済活動の調和を図りながら、一陽来復、1日も早い社会生活が戻るように行政の責務を全うしてまいります。

一方、小・中学校も3月、4月、5月と卒業や入学、新学期を迎える中、長期の休校となりましたが、5月25日より一斉に再開し、子供たちの元気な笑顔が戻ってまいりました。旅館、商店、飲食店などの営業自粛に伴い、住民生活や町全体の商工業が低迷する中、5月12日に観光連盟から対応の要望書が提出されました。観光地はお客様がつくるもの、町と業界が協力し、一日も早い復興に向け、観光地としてのにぎわいを取り戻す施策を業界とともに取り組んでまいります。

先週末で一人10万円の給付金も8割の方の申請があり、5月中に一部の方は現金、口座振替で支給済みです。国では5月27日、コロナ関連の第二次補正31兆9,000億円余が決定され、第一次分25兆7,000億円、当初予算103兆円と合わせて、160兆円もの超大型予算となりました。この間、異例ですが、町内も各種会議が、4月、雪の回廊ウォーキング、8月、夏祭り、9月の円楽杯ゲートボール、第7回ABMORI植樹などのイベントが、中止や延期、書面決議などでそれぞれ対応いたしました。大変、ご迷惑をおかけしてきましたことを改めておわび申し上げます。

いずれも、緊急事態の新型コロナウイルス感染防止対策のため、国や県の方針に沿ってのことであり、ご理解とご協力にそれぞれ感謝申し上げます。引き続き国の特措法に基づき県指導を受け、一日も早いコロナ収束対策とともに、アフターコロナ対策に努めてまいります。

明るい話題としては、永世名誉町民、蟻川浩雄さんの長女、佳代子さん、次女の紀美子さんが来町され、佳代子さんから父の遺志を継ぎ、今後は図書と施設改修に300万円の寄附をとの申出がございました。また、紀美子さんは年に何度か図書の整理に訪れていただいておりますことから、浩雄氏の後を継ぎ、お二人に蟻川図書館名誉館長を切望したところ、このたび快くご承諾いただきました。これからも蟻川家にご支援いただきながら、図書館を充実させ、図書を通して未来ある子供たちの人材育成に努めてまいります。そして、蟻川家とのさらなる交流や絆を大切にしております。

5月1日、町観光大使の溝畑さんより電話があり、市川海老蔵さんと9月下旬に予定していた第7回ABMORI植樹はコロナで中止とするが、ただ中止するのではなく、来年に向けて今年の秋ごろ、溝畑さん、阿部知事、町長、子供たちと海老蔵さんが一緒になって、リモート会議でABMORI植樹への抱負などを語ったり、マスコミを通して参加者などにPRしてはどうかとのご提案もありました。即了承し、阿部知事にも同意をいただきました。具体的なことはまだ決まっていますが、ABMORI植樹の継続に改めて感謝し、対応していきたいと思っております。

要望方式も変わり、横湯川上流、落合地すべり対策を私が担当し、また台風19号災害復旧を飯山市長が担当し、長野県全体を県建設部長が、それぞれ国土交通省へリモート中継することになり、6月9日に実施する予定でございます。

なお、今年度の北信建設事務所事業で山ノ内分は、災害復旧、急傾斜、道路改良など約20億円となり、既にそれぞれが発注されたことのご報告をいただいております。

(仮称)湯田中温泉公園整備を研究する中で、平和の丘公園児童公園と旧社会体育館の間にあるプリンスホテル所有地の旧ごりん高原スキー場駅舎一帯の土地2,958平米を買い戻すための書面による申入れを2月27日にしておりましたが、5月27日にプリンスホテルの徳永常務が来庁され、覚書を交わすことができました。昭和62年に2億1,000万円で売却しましたが、今回、プリンスホテル側の了承を得て土地鑑定をした結果、4,650万円との評価でした。社内協

議もいただき、町で取得するための売買予約の覚書ですが、計画内容がまとまり、旧社会体育館の解体の国庫補助、過疎債を予定し、その目途がついたときの購入を考えております。

さて、本議会に提案を申しあげました案件は、報告事項8件、専決処分の承認15件、令和2年度一般会計及び2特別会計、1事業会計の補正予算4件、契約の締結2件、条例の制定及び一部改正4件の計33件であります。十分ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

---

## 開 議

議長（山本光俊君） これより本日の会議を開きます。

---

## 諸般の報告

議長（山本光俊君） 諸般の報告を行います。

初めに、議員の辞職について報告申し上げます。

小林央氏から、去る4月15日付で4月30日をもって辞職したい旨の申出がありました。閉会中であったことから、地方自治法第126条の規定により、議長においてこれを許可いたしましたので報告いたします。

1年という短期間で任期を全うされることなく辞職されるということは非常に残念であると同時に、議員としての職責について改めて考えなければならぬと痛感しているところであります。小林氏の辞職により議員定数から2人減の12人となり、議員一人ひとりの負担が大きくなりますが、今後の議会活動に支障がないよう、議員各位にはより一層ご尽力いただきたいと思います。

次に、請願・陳情について申し上げます。

去る5月26日の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、陳情3件であります。会議規則第95条の規定により、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託しましたので、会期中に報告できるよう審査をお願いします。

次に、管内視察について申し上げます。

常任委員会の調査活動として、毎年6月定例会に実施しております管内視察につきましては、新型コロナウイルス感染症予防のため、例年同様の実施は困難であることから、延期することとしましたので、よろしく願いいたします。

次に、一部事務組合等の議会関係について申し上げます。

去る3月25日には、岳南広域消防組合議会定例会が開催され、令和元年度一般会計補正予算の専決処分のほか、条例制定2件、条例の一部改正4件及び令和2年度一般会計予算が原案のとおり可決されました。

以上で諸般の報告を終わります。

## 1 会議録署名議員の指名について

議長（山本光俊君） 議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定によって、

7番 徳竹栄子君

8番 高田佳久君

9番 渡辺正男君

を指名します。

## 2 会期の決定について

令和2年第3回山ノ内町議会定例会会期日程

(会期16日間)

月日	曜	種別	開会開議	閉議閉会	内 容
6. 2	火	本会議	午前10時	午後5時	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期日程の決定 報告第3号～第10号 上程、提案説明、質疑、採決 承認第1号～第15号 上程、提案説明、質疑、討論、採決 議案第29号～第38号 上程、提案説明
3	水	休会			
4	木	本会議	午前10時	午後5時	一般質問
5	金	本会議	午前10時	午後5時	一般質問
6	土	休会			
7	日	休会			
8	月	本会議	午前10時	午後5時	議案審議 議案第29号～第34号 質疑、討論、採決 議案第35号～第38号 質疑、常任委員会付託
9	火	委員会	午前9時	午後5時	常任委員会（条例等審査）



10	水	委員会	午前 9 時	午後 5 時	常任委員会（条例等審査）
11	木	休 会			
12	金	休 会			
13	土	休 会			
14	日	休 会			
15	月	議会運営 委員会	午後 2 時	午後 5 時	議会最終日日程審議
16	火	休 会			
17	水	本 会 議	午後 2 時	午後 5 時	常任委員会報告

**議長（山本光俊君）** 日程第 2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日 6 月 2 日から 6 月 17 日までの 16 日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**議長（山本光俊君）** 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日 6 月 2 日から 6 月 17 日までの 16 日間に決定しました。

### 3 報告第 3 号 令和元年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について

**議長（山本光俊君）** 日程第 3 報告第 3 号 令和元年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について、報告書の提出がありました。

報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

**町長（竹節義孝君）** 報告第 3 号 令和元年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告についてご説明申し上げます。

令和元年度山ノ内町一般会計予算の繰越しにつきましては、令和元年度一般会計予算のうち、3 月議会の補正予算（第 7 号）で繰越しのご承認をいただきましたが、農業水路等長寿命化防災減災事業、国立公園整備事業、地獄谷遊歩道整備事業、河川占用測量業務、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業及び災害復旧事業関連で 6 件、また 3 月 30 日、専決第 4 号で、補正予算（第 8 号）で繰越しをしました国立公園 70 周年記念事業、合わせて 12 件であります。繰越額の総額は 2 億 1,631 万 4,000 円になります。地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、繰越明許費、繰越計算書を調整しましたので報告するものであります。十分ご審議の上、報告の受理をお願いいたします。

以上です。

議長（山本光俊君） 質疑を行います。1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し、1件ずつお願いします。以後の議案についても同様とします。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第3号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号 令和元年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告については報告書のとおり受理することに決定しました。

---

4 報告第 4号 専決処分の報告について

専決第 3号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

5 報告第 5号 専決処分の報告について

専決第 15号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

6 報告第 6号 専決処分の報告について

専決第 16号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

7 報告第 7号 専決処分の報告について

専決第 21号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

議長（山本光俊君） 日程第4 報告第4号から、日程第7 報告第7号 専決処分の報告についての4件を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。）

議長（山本光俊君） 以上4件について、報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 報告第4号から報告第7号までの専決処分の報告について一括してご説明申し上げます。

当該4件の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の指定により専決したものです。

最初に、報告第4号 専決処分の報告について、専決第3号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてご説明申し上げます。

内容ですが、公用車とガードレールとの接触事故であります。発生日時は、令和元年12月11日、午後12時55分ごろ、発生場所は山ノ内町大字平穏549番地6付近、国道292号道路上です。

被害物件の所有者は中野市中央1丁目4番19号、北信建設事務所であります。和解日及び賠償

金額は、令和2年3月19日、金額は18万4,800円です。

以上につきまして、令和2年3月19日付で専決しましたので、ご報告申し上げます。

次に、報告第5号 専決処分の報告について、専決第15号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてご報告申し上げます。

内容は、町がごみ収集業務を委託しております公益社団法人シルバー人材センターの会員が、ごみ収集作業のため4トン車の塵芥処理で、ごみ置き場として利用しているスチール製プレハブ小屋の保管庫へ後退しながら接近したところ、小屋の正面右側角に接触し、支柱の一部を損壊したものであります。発生日時は令和2年2月6日、午前9時30分ごろで、発生場所は山ノ内町大字佐野799番地2、特別養護老人ホームいで湯の里の敷地内です。相手方、同じく山ノ内町大字佐野799番地2、特別養護老人ホームいで湯の里であります。和解日は、令和2年3月24日で、損害賠償額は3万4,000円です。

以上につきましては、令和2年3月24日付で専決しましたので報告します。

続いて、報告第6号 専決処分の報告について、専決第16号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてご説明申し上げます。

概要につきましては、当該町道走行中、道路陥没により右側前後のホイール及びタイヤ等を破損させたものであります。発生日時は、令和2年3月29日、午後1時ごろ。発生場所は町道大松大洞沢線内であります。相手の住所は、山ノ内町大字平穏2846番地4、B-310、堀淳司氏であります。賠償額は、42万4,028円です。

以上につきまして、令和2年4月16日付で専決し、同日付で和解しましたので、ご報告申し上げます。

次に、報告第7号 専決処分の報告について、専決第21号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてご説明申し上げます。

内容ですが、公用車とガードレールの接触事故で、専決第3号で報告いたしました事故と同一の事故であります。発生日時は、令和元年12月11日、午後12時55分ごろ、発生場所は山ノ内大字平穏549番地の6付近、国道292号線道路上です。被害物件の所有者は、山ノ内町大字平穏549番地6、山本豊氏です。和解及び損害賠償額は令和2年5月12日、金額は11万円です。

以上について、令和2年5月12日付で専決いたしましたので、ご報告申し上げます。

以上、報告議案4件につきまして、一括ご説明申し上げます。十分ご審議の上、ご報告の受理をお願いしたいと思いますし、併せて、引き続き管理職会議等を通じて、職員あるいはシルバー人材センターに運転業務に当たって事故が多発しているの、改めてそれぞれの皆さんに交通事故に十分気をつけるように、あるいは交通法規を守るように十分指導してまいりたいと思います。

以上です。

**議長（山本光俊君）** これより一括質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第4号から報告第7号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号から報告第7号の専決処分の報告については、報告書のとおり受理することに決定しました。

---

## 8 報告第8号 令和2年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業計画及び予算の報告について

議長（山本光俊君） 日程第8 報告第8号 令和2年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業計画及び予算の報告について、報告書の提出がありました。

報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 報告第8号 令和2年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業計画及び予算の報告について申し上げます。

本案につきましては、定款に基づき理事会において承認を得たものを提出されたもので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。細部につきましては、総務課長に補足の説明をさせますので、十分ご審議の上、報告の受理をお願いいたします。

議長（山本光俊君） 補足の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小林広行君） [報告に基づく補足説明]

議長（山本光俊君） 質疑を行います。

4番 湯本議員。

4番（湯本晴彦君） 湯本です。

2点、お願いします。

事業計画で、山ノ内町情報物産館のほうの年間売上げとしては前々年度比3%増を目指すということで計画されて、今回の予算では前年度よりも低いというところなんですけれども、この辺は前々年度比の3%増で組んではいるかと思うんですが、去年よりも低くなった原因が1点目。

もう1点は、今年度は4月、5月、ちょっと厳しい状況だったと思うんですが、もし分かれば4月5月はどの程度の売上げだったのか、教えていただければと思います。

議長（山本光俊君） 総務課長。

総務課長（小林広行君） お答えいたします。

まず、1点目の前年度より低いということなんですけれども、これは予算と予算の比較でございますので、実際、決算を打つと、今、決算はまだされていないわけでございますけれども、決算と比べると今回の予算は3%程度増えていくのではないかとということで、予算と予算を比較すると確かに低くなっているということです、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、4月、5月の売上げの関係でございますけれども、情報物産館で比較させていただきますけれども、もちろん今回の場合は新型コロナウイルス感染症の予防対策の関係で、情報物産館については4月18日から5月15日まで休業させていただいておりますので、その分、当然、金額は低くなるということでございます。

売上げベースで申し上げますけれども、売店、食堂、野菜市、全て合計いたしますと2,651万3,289円、率で言いますと、19%ほどの減で売上げということでございますので、81%ほどダウンということになるかというふうに思います。

楓の湯につきましては、これにつきましても、4月13日から5月15日まで休業しておりますので、当然、売上げといたしますか、入場料が低くなっているということになりますけれども、4月と5月を合計いたしまして318万4,515円の減でございます。率で言いますと、昨年度の26%程度の売上げということになりますので、約74%減ということでございます。

以上です。

**議長（山本光俊君）** 5番 高山祐一君。

**5番（高山祐一君）** 5番 高山祐一です。

事業計画の中で、今年度、電子決済などの導入を始めますと書いてあるんですが、どんなものをいつから始める予定なのかをお願いします。

**議長（山本光俊君）** 総務課長。

**総務課長（小林広行君）** お答えいたします。

できるだけ早くというふうに思っているんですけれども、内容は電子決済といたしまして、今、カードを使うことができないんですね、クレジットカード。要は、現金じゃないと買えないというような状況ですので、まずこのカード決済ができるようにということと、あとQRコードの決済ができるようにということで、業者との打合せは既に済んでおりますけれども、いつという具体的な期日については今ちょっとまだ未定ということで、できるだけ早くということ考えております。

以上です。

**議長（山本光俊君）** よろしいですか。

ほかにありますか。

（発言する者なし）

**議長（山本光俊君）** 質疑を終わります。

お諮りします。報告第8号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(山本光俊君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第8号については報告書のとおり受理することに決定しました。

---

9 報告第 9号 放棄した私債権の報告について(水道料金)

10 報告第10号 放棄した私債権の報告について(有線放送電話使用料)

議長(山本光俊君) 日程第9 報告第9号 放棄した私債権の報告について(水道料金)及び日程第10 報告第10号 放棄した私債権の報告について(有線放送電話使用料)の2件を一括上程し、議題とします。

以上、2件について報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 報告第9号 放棄した私債権の報告について(水道料金)及び報告第10号 放棄した私債権の報告について(有線放送電話使用料)について申し上げます。当該の2件につきましては、山ノ内町私債権管理条例の規定により、町の私債権を放棄したものであります。

最初に、報告第9号 放棄した私債権の報告について(水道料金)について申し上げます。徴収が困難となった水道料金について債権放棄したもので、放棄した金額は806万5,221円であります。

次に、報告第10号 放棄した私債権の報告について(有線放送電話使用料)について申し上げます。徴収が困難となった有線放送電話使用料について債権を放棄したもので、放棄した金額は10万580円であります。

なお、細部につきましては、報告第9号を建設水道課長から、報告第10号を総務課長から補足の説明をさせますので、十分ご審議の上、報告の受理をお願いいたします。

以上です。

議長(山本光俊君) 補足の説明を求めます。

報告第9号について、建設水道課長。

建設水道課長(小林元広君) [報告に基づく補足説明]

議長(山本光俊君) 次に、報告第10号について、総務課長。

総務課長(小林広行君) [報告に基づく補足説明]

議長(山本光俊君) これより一括質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第9号及び報告第10号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(山本光俊君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第9号及び報告第10号については報告書のとおり受理することに決定しました。

- 
- 1 1 承認第 1号 専決処分の承認について  
専決第 4号 令和元年度山ノ内町一般会計補正予算(第8号)
  - 1 2 承認第 2号 専決処分の承認について  
専決第 5号 令和元年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算(第4号)
  - 1 3 承認第 3号 専決処分の承認について  
専決第 6号 令和元年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
  - 1 4 承認第 4号 専決処分の承認について  
専決第 7号 令和元年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)
  - 1 5 承認第 5号 専決処分の承認について  
専決第 8号 令和元年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第4号)
  - 1 6 承認第 6号 専決処分の承認について  
専決第 9号 令和元年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
  - 1 7 承認第 7号 専決処分の承認について  
専決第10号 令和元年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議長(山本光俊君) 日程第11 承認第1号から日程第17 承認第7号までの専決処分の承認についての7件を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。)

議長(山本光俊君) 以上7件について、提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 承認第1号 専決処分の承認について、専決第4号 令和元年度山ノ内町一般会計補正予算(第8号)から、承認第7号 専決処分の承認について、専決第10号 令和元年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)までの7件について一括ご説明申し上げます。

最初に、承認第1号 専決処分の承認について、専決第4号 令和元年度山ノ内町一般会計補正予算(第8号)について申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算及び地方債の補正で、事業の精算などによるものでございます。補正予算額は、歳入歳出それぞれ3億9,891万7,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ

れ72億4,730万5,000円としたものでございます。

地方債の補正では、過疎対策事業、公営住宅建設事業及び災害復旧事業について、事業費の確定及び財源振替に伴い、限度額を変更するものでございます。

補正予算の歳入から申し上げます。

町税につきましては、最終の決算見込みよりも、町民税個人・法人分、固定資産税、軽自動車税（環境性能割）、たばこ税の増額補正、入湯税の減額補正を行ったものでございます。

地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税の額の確定に伴う減額補正、森林環境譲与税の確定に伴う増額補正であります。

利子割交付金は、地方消費税交付金につきましては、それぞれ額の確定により減額補正で、子ども・子育て臨時交付金につきましては、額の確定により増額補正であります。

地方交付税につきましては、特別交付税の額の確定による減額補正であります。

国庫支出金及び県支出金につきましては、町道除排雪に係る社会資本整備総合交付金の減額や、町営住宅長寿命化型介護事業補助金など、精算や事業確定による補正であります。

寄附金につきましては、一般寄附、ふるさと寄附金の収入実績による増額補正であります。

繰入金につきましては、財政調整基金、観光施設整備基金等の基金繰入金の減額とともに、ふるさと基金充当事業の実績による、ふるさと基金繰入金の増額補正であります。

町債では、過疎対策事業の精算による減額と、町営住宅長寿命化型改善事業の起債をゼロ円とする減額、災害復旧債の事業費精算等に伴う減額補正であります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費の総務管理費から諸支出金の特別会計繰出金までの補正額につきましては、事業の精算などによる補正となっております。

次に、承認第2号 専決処分の承認について、専決第5号 令和元年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

補正予算の内容は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ529万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7,025万5,000円とするものであります。補正の内容につきましては、事業の精査及び繰入金の減額でございます。

続いて、承認第3号 専決処分の承認について、専決第6号 令和元年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,365万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,575万6,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、決算見込みによる国民健康保険税の増額と、県支出金及び他会計繰入金、基金繰入金の減額であります。

歳出の主な内容は、決算見込みによる保険給付費と保健事業費の減額でございます。

次に、承認第4号 専決処分の承認について、専決第7号 令和元年度山ノ内町後期高齢者



医療保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容について、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ181万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,586万5,000円とするものでございます。

歳入の内容は、収入見込みにより後期高齢者医療保険料のほか、保険基盤安定繰入金、保険料還付金等を減額するものであります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金、保険料還付金等を減額するものであります。

続いて、承認第5号 専決処分の承認について、専決第8号 令和元年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

補正の内容は、令和元年度事業の精算に伴う歳入歳出の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,172万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,339万8,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金等ルール分の確定による増額で1,444万2,000円、繰入金2,559万3,000円及び諸収入57万1,000円の減額であります。

歳出の主な内容は、保険給付費及び地域支援事業費の決算見込により減額とするものでございます。

次に、承認第6号 専決処分の承認について、専決第9号 令和元年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

補正の内容は、既定の予算から歳入歳出それぞれ1,498万8,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ3億7,994万2,000円とするものでございます。

歳入予算では、分担金81万6,000円、下水道使用料388万円等を増額し、国・県補助金をそれぞれ14万6,000円、一般会計繰入金1,904万2,000円、町債60万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出予算では、事業の精算により処理場管理費等1,498万8,000円を減額するものであります。

続いて、承認第7号 専決処分の承認について、専決第10号 令和元年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容は、既定の予算から歳入歳出それぞれ260万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,314万3,000円とするものであります。

歳入予算では、分担金256万8,000円及び水道使用料92万円を増額し、国・県補助金をそれぞれ2万9,000円、一般会計繰入金を603万3,000円減額するものであります。

歳出予算では、事業費の精算により処理場管理費等260万3,000円を減額するものであります。

以上、承認議案7件につきまして、一括ご説明申し上げます。

なお、細部につきましては、承認第1号を総務課長から、承認第3号を健康福祉課長から補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上です。

議長（山本光俊君） 補足の説明を求めます。

承認第1号について、総務課長。

総務課長。

総務課長（小林広行君） [議案に基づく補足説明]

議長（山本光俊君） ここで、議場整理のため11時10分まで休憩します。

（休憩）

（午前11時05分）

---

（再開）

（午前11時10分）

議長（山本光俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（山本光俊君） 次に、承認第3号について、健康福祉課長。

健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） [議案に基づく補足説明]

議長（山本光俊君） これより質疑、討論、採決を行います。

承認第1号について質疑を行います。

9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） 9番 渡辺正男です。

32ページ、民生費の10番、プレミアム付商品券事業費なんですが、委託料が1億1,000万円の減ということで、売れなかったということだと思んですが、実質、どのぐらいを見込んで、どの程度売れて、実際にどんな、なぜこういうふうになったのか。それから、またこの自治体に行ってもこんななんですか、山ノ内町だけ売れなかったということなのか、その辺についてちょっとお願いしたいと思います。

議長（山本光俊君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

低所得者分と子育て世帯分が対象となっておりますが、実数字で申し上げますと、低所得者の対象者が2,786人、子育て世帯が187人であります。うち、低所得者につきましては申請が必要でございまして、868人の方が申請を行いました。総販売の決定者数につきましては1,055人ということで、販売収入額につきましては1,359万6,000円、換金総額が1,683万9,000円というようなことで、20%分がプレミアムの補助の対象ということになってございます。

質問の内容によりまして、他の自治体はどうなのかというところではありますが、そちらのほうは私のほうでは確認はできておりませんので、山ノ内町の状況だけ申し上げたいと思います。

それで、なぜこういうふうになったのかというようなことにつきましては、実際のところ、低所得者の方につきましては、買いたくても買えないんだよというような苦情の電話が何件かあったというのが実態でございまして、そのほかの内容につきましては、どうして買わなかったのかというような調査はしてございませんので、詳しいことは分かりません。

以上です。

**議長（山本光俊君）** よろしいですか。

ほかにありますか。

4番 湯本晴彦君。

**4番（湯本晴彦君）** 4番 湯本晴彦です。

35ページの衛生費、1項保健衛生費、3目予防費ですけれども、委託料で各種検診が実績減だと思ってしまうけれども、これは予測に対しての減なのか、それとも昨年度から比べても実績的に落ちているのか、またその原因のところを教えていただければと思います。

**議長（山本光俊君）** 健康福祉課長。

**健康福祉課長（大塚健治君）** お答えいたします。

実際のところ、平成30年度と令和元年度のがん検診等の実績を比べてみますと、ほぼ横ばいというような内容になっています。検診内容によっては若干減ったところもございますが、ほぼ横ばいというようなことがございます。昨年も最終的に予算のほうは減額の補正をさせていただいているんですけれども、その年ごとによって受診者数が増減しておりますので、予算が足りなくて検診ができないというようなことがないように、予算については前年並みを加味した上で、希望数値で予算を措置していただいているということでもあります。

以上です。

**議長（山本光俊君）** よろしいですか。

ほかにありますか。

（発言する者なし）

**議長（山本光俊君）** 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（山本光俊君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第1号を採決します。

承認第1号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

**議長（山本光俊君）** 起立全員です。

したがって、承認第1号 専決処分の承認について、専決第4号 令和元年度山ノ内町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり承認されました。

承認第2号について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（山本光俊君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（山本光俊君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第2号を採決します。

承認第2号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

**議長（山本光俊君）** 起立全員です。

したがって、承認第2号 専決処分の承認について、専決第5号 令和元年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり承認されました。

承認第3号について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（山本光俊君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

（9番 渡辺正男君登壇）

**9番（渡辺正男君）** 9番 渡辺正男。

専決第6号 令和元年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）に対し、反対の立場から討論いたします。

まず、この予算が編成される土台となった平成30年度第3回国保運営協議会、これは平成31年2月4日ではありますが、これを振り返ってみますと、保険税の資産割減額の諮問に対し、据置きとの異例の答申が全員の賛成によって出されました。私も傍聴させていただきましたけれども、事務局は医療費は伸びていく、基金は町としては一応5,000万円から2億円、最低でも1億円は何かあったときには必要と考えている。それから、保険税を据え置いたとしても基金は4,500万円取り崩さなければならぬなどと説明し、委員の皆さんの不安をあおるようなミスリードがあったと考えています。

その結果、当初予算は保険税改定をせず、保険税収入3億8,471万円、保険給付費11億5,721万円、基金繰入4,538万円としました。そして、1年後の今年3月議会での補正予算（第4号）まで大きな補正はなく、保険税収入も保険給付費もそのままでした。今回の補正予算では、保険税収入で1,026万円増、保険給付費は4,680万円減、基金繰入については641万円にまで減るという、4,538万円から641万円にまで減るという結果となっています。決算までに多少の変化はあるにしても、基金残高は2億6,000万円ということになります。やはり保険税は下げるべきでした。

3月議会の反対討論で申し上げたとおり、翌年度の保険税改定の条例改正と予算の可否を的確に判断するためには、3月時点での補正予算が直近のデータを反映したものでなければならないということでもあります。令和2年度は保険税を値下げしましたが、県の事業納付金の減を反映しただけのものにすぎません。結局、基金は減らないでしょう。県下9位という高い国保

税をそのままにして、1人当たり6万円以上もの基金をため込むようなやり方は是正すべきであります。平成29年度のときのような、3月補正予算提案姿勢に立ち返り、丁寧なデータ開示を求めます。6月に、専決で承認をもらえばいいというような姿勢は改めていただきたいと思えます。思い切った被保険者の皆さんの負担軽減と国保運営協議会や補正予算の在り方の見直しを求めて、反対討論とさせていただきます。

以上です。

**議長（山本光俊君）** 次に、賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（発言する者なし）

**議長（山本光俊君）** 討論を終わります。

承認第3号を採決します。

承認第3号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

**議長（山本光俊君）** 起立10人で、多数です。

したがって、承認第3号 専決処分の承認について、専決第6号 令和元年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり承認されました。

承認第4号について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（山本光俊君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（山本光俊君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第4号を採決します。

承認第4号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

**議長（山本光俊君）** 起立全員です。

したがって、承認第4号 専決処分の承認について、専決第7号 令和元年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり承認されました。

承認第5号について質疑を行います。

9番 渡辺正男君。

**9番（渡辺正男君）** 9番 渡辺です。

2点、お願いします。

1ページ、2ページで分かるかな、歳入で国庫支出金、これの財政調整交付金の増額、1,400万円増額なんです、保険給付費は1,100万円の減ということで、これはとても片方の保険給付費が減って、国庫支出金が増えるという、ここの仕掛けですね。結果的に基金が取り崩

さなくともいいようになってしまっているわけなんです、調整交付金が増えた理由というのはどこにあるんでしょうか。

**議長（山本光俊君）** 健康福祉課長。

**健康福祉課長（大塚健治君）** お答えいたします。

国の精算の部分につきましては、前年、当該2年度の部分について交付決定がなされた部分が、予算に対して収入で入ってまいります。翌年度の精算になりますので、過払い、要は受け取り過ぎた部分については翌年度の精算ということになりますので、その分は国のほうは翌年度精算ということで、申請に基づいた決定で入ってくるというような中身でお願いしたいと思っております。

以上です。

**議長（山本光俊君）** 9番 渡辺正男君。

**9番（渡辺正男君）** 精算で増えるときもあれば減るときもあるということによろしいですね。

5ページですが、支払準備基金繰入金が2,421万8,000円、予定した繰入れがゼロでいいということでもあります。これについて結果的に基金残高というのは、この年度末幾らになるんでしょうか。

**議長（山本光俊君）** 健康福祉課長。

**健康福祉課長（大塚健治君）** お答えいたします。

決算になっておりませんので、約でお願いしたいと思います。年度末で見込んでいるのが、約2億1,900万円でございます。

以上です。

**議長（山本光俊君）** よろしいですか。

ほかにありますか。

（発言する者なし）

**議長（山本光俊君）** 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（山本光俊君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第5号を採決します。

承認第5号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

**議長（山本光俊君）** 起立10人で、多数です。

したがって、承認第5号 専決処分承認について、専決第8号 令和元年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり承認されました。

承認第6号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第6号を採決します。

承認第6号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、承認第6号 専決処分の承認について、専決第9号 令和元年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり承認されました。

承認第7号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第7号を採決します。

承認第7号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、承認第7号 専決処分の承認について、専決第10号 令和元年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり承認されました。

---

18 承認第 8号 専決処分の承認について

専決第11号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

19 承認第 9号 専決処分の承認について

専決第12号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

20 承認第10号 専決処分の承認について

専決第13号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定について

21 承認第11号 専決処分の承認について

専決第14号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（山本光俊君） 日程第18 承認第8号から、日程第21 承認第11号までの専決処分の承認についての4件を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。)

議長(山本光俊君) 提案者の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 承認第8号 専決処分の承認について、専決第11号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてから、承認第11号 専決処分の承認について、専決第14号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件について一括してご説明申し上げます。

当該4件の条例につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

最初に、承認第8号 専決処分の承認について、専決第11号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が、令和2年3月30日に公布されたことに伴い改正したものであります。改正の内容は、令和2年度の第一号被保険者の第一段階から第三段階までの低所得者の保険料を軽減するものであります。

次に、承認第9号 専決処分の承認について、専決第12号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例は、消防団員等、消防従事者が消防などの活動中の負傷や死亡により損害を受けた場合、損害に対する補償をするための条例であります。今回の条例改正は、国において本年4月1日から、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正されたことに伴う補償基礎額等の改正であります。

続いて、承認第10号 専決処分の承認について、専決第13号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴って改正したものであります。今回の税制改正に伴う税条例の改正の概要は、個人住民税の未婚の一人親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、固定資産税における所有者不明土地に係る課税上の課題への対応が主な内容であります。

次に、承認第11号 専決処分の承認について、専決第14号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和2年3月31日に公布されたことに伴って改正したものです。今回の地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額と軽減判定所得の基準額を引き上げるものです。

以上、承認議案4件について、一括ご説明申し上げます。



なお、細部につきましては、承認第8号を健康福祉課長から、第9号を消防課長から、第10号及び第11号を税務課長から補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上です。

**議長（山本光俊君）** 補足の説明を求めます。

承認第8号について、健康福祉課長。

**健康福祉課長（大塚健治君）** 〔議案に基づく補足説明〕

**議長（山本光俊君）** 次に、承認第9号について、消防課長。

**消防課長（町田昭彦君）** 〔議案に基づく補足説明〕

**議長（山本光俊君）** 次に、承認第10号及び承認第11号について、税務課長。

**税務課長（常田和男君）** 〔議案に基づく補足説明〕

**議長（山本光俊君）** これより質疑、討論、採決を行います。

承認第8号について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（山本光俊君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（山本光俊君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第8号を採決します。

承認第8号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

**議長（山本光俊君）** 起立全員です。

したがって、承認第8号 専決処分の承認について、専決第11号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり承認されました。

承認第9号について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（山本光俊君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（山本光俊君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第9号を採決します。

承認第9号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

**議長（山本光俊君）** 起立全員です。

したがって、承認第9号 専決処分の承認について、専決第12号 山ノ内町消防団員等公務

災害補償条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり承認されました。

承認第10号について質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長(山本光俊君)** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

**議長(山本光俊君)** 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第10号を採決します。

承認第10号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

**議長(山本光俊君)** 起立全員です。

したがって、承認第10号 専決処分の承認について、専決第13号 山ノ内町税条例等の一部を改正する条例の制定については原案のとおり承認されました。

承認第11号について質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長(山本光俊君)** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

**議長(山本光俊君)** 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第11号を採決します。

承認第11号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

**議長(山本光俊君)** 起立全員です。

したがって、承認第11号 専決処分の承認について、専決第14号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり承認されました。

---

## 2 2 承認第12号 専決処分の承認について

専決第17号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

## 2 3 承認第13号 専決処分の承認について

専決第18号 山ノ内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**議長(山本光俊君)** 日程第22 承認第12号 専決処分の承認について、専決第17号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第23 承認第13号 専決処分の承認について、専決第18号 山ノ内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括上程し、議題とします。

以上、2件について、提案者の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

**町長（竹節義孝君）** 承認第12号 専決処分の承認について、専決第17号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について及び承認第13号 専決処分の承認について、専決第18号 山ノ内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件について、一括してご説明申し上げます。

最初に、承認第12号 専決処分の承認について、専決第17号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

改正の内容は、条例の制定附則において1から6までの項建てを条建てに改正し、第7条以降に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金の支給に関することを追加するものでございます。

次に、承認第13号 専決処分の承認について、専決第18号 山ノ内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

改正の内容は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を行うため、第2条中、第8号に傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加し、第8号を第9号に繰り下げるものでございます。

以上、承認議案2件について一括してご説明申し上げました。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

**議長（山本光俊君）** これより質疑、討論、採決を行います。

承認第12号について質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長（山本光俊君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

**議長（山本光俊君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第12号を採決します。

承認第12号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

**議長（山本光俊君）** 起立全員です。

したがって、承認第12号 専決処分の承認について、専決第17号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり承認されました。

**議長（山本光俊君）** 承認第13号について質疑を行います。

(発言する者なし)

**議長（山本光俊君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

**議長(山本光俊君)** 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第13号を採決します。

承認第13号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

**議長(山本光俊君)** 起立全員です。

したがって、承認第13号 専決処分の承認について、専決第18号 山ノ内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり承認されました。

---

#### 24 承認第14号 専決処分の承認について

専決第19号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算(第1号)

#### 25 承認第15号 専決処分の承認について

専決第20号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

**議長(山本光俊君)** 日程第24 承認第14号 専決処分の承認について、専決第19号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算(第1号)及び日程第25 承認第15号 専決処分の承認について、専決第20号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の2件を一括上程し、議題とします。

以上、2件について提案者の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

**町長(竹節義孝君)** 承認第14号 専決処分の承認について、専決第19号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算(第1号)及び承認第15号 専決処分の承認について、専決第20号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の2件について一括してご説明申し上げます。

最初に、承認第14号 専決処分の承認について、専決第19号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算(第1号)について説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う補正で、緊急を要するものについて5月1日付で専決補正したものであります。

補正の内容は、歳入歳出予算の補正であります。補正予算額は歳入歳出それぞれ12億7,063万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ82億9,063万7,000円とするものであります。

補正予算の歳入から申し上げます。

15款国庫支出金では、特別定額給付金事業、子育て世帯臨時特別給付金事業に伴う国庫補助金です。

19款繰入金では、県と市町村が連携して実施する拡大防止協力企業等特別支援事業の財源と

して、財政調整基金を繰り入れております。

次に、歳出について申し上げます。

2 款の総務費は、定額給付金と給付に必要な事務費であります。

3 款の民生費は、特例給付金と給付に伴う必要な事務費であります。

6 款の商工費は、県と連携して行う新型コロナウイルス拡大防止協力企業等特別支援金であります。

次に、承認第15号 専決処分の承認について、専決第20号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,550万円とするものであります。

歳入の内容は、傷病手当金に関わる県支出金の計上であります。

歳出の内容は、傷病手当金に係る給付費の計上であります。

以上、承認議案2件につきまして一括ご説明申し上げました。なお、承認第14号については、総務課長から補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上です。

**議長（山本光俊君）** 補足の説明を求めます。

承認第14号について、総務課長。

**総務課長（小林広行君）** 〔議案に基づく補足説明〕

**議長（山本光俊君）** これより質疑、討論、採決を行います。

承認第14号について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（山本光俊君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（山本光俊君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第14号を採決します。

承認第14号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

**議長（山本光俊君）** 起立全員です。

したがって、承認第14号 専決処分の承認について、専決第19号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり承認されました。

**議長（山本光俊君）** 承認第15号について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（山本光俊君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第15号を採決します。

承認第15号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、承認第15号 専決処分の承認について、専決第20号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり承認されました。

ここで、昼食のため午後1時10分まで休憩します。

(休憩)

(午後 零時01分)

---

(再開)

(午後 1時10分)

議長(山本光俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

26 議案第29号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算(第2号)

27 議案第30号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

28 議案第31号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第1号)

29 議案第32号 令和2年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第1号)

議長(山本光俊君) 日程第26 議案第29号から、日程第29 議案第32号までの4議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。)

議長(山本光俊君) 以上、4議案について提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 議案第29号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算(第2号)から議案第32号 令和2年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第1号)の4議案について、一括してご提案申し上げます。

最初に、議案第29号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算及び地方債の補正であります。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ8,762万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ83億7,826万円とするものであります。

地方債の補正では、学校教育施設等整備事業の追加と過疎対策事業の増額に伴う起債の限度

額を変更するものでございます。

補正予算の歳入から申し上げます。

国庫支出金の国庫負担金では、幼稚園児の保育料無償化に関する施設等利用給付費として増額補正しております。

次に、国庫補助金では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の創設や、小・中学校への端末整備のための公立学校情報機器整備費補助金などを増額補正しております。

基金繰入金では、財源振替に伴う財政調整基金繰入金の減額と、イベント中止に伴うふるさと基金繰入金の減額補正であります。

諸収入の雑入では、4団体のコミュニティ助成事業が採択されたことによる増額補正であります。

町債では、小学校へ電源キャビネットの設置などを増額補正しております。

次に、歳出について申し上げます。

総務費では、町制65周年記念事業としてみろく公園内に、記念植樹費用を計上しております。また、歳入でも申し上げました4団体のコミュニティ助成事業が採択となったことによる補助金を計上しました。

民生費では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の一環として、児童クラブや保育園へ空気清浄機を設置する費用等を計上しております。

農業費では、夜間瀬かんばいへの会計年度任用職員配置に伴う人件費を計上しております。

林業費では、残念ながら中止と決定しましたABMOR I 植樹に関わる費用を減額しました。

商工費では、新型コロナウイルス感染症対策として、国の持続化給付金を申請し給付決定された方で、県・市町村連携の新型コロナウイルス拡大防止協力金支援金の交付を受けられなかった方への独自の支援金、制度資金保証料補給金の拡充、観光関連団体への会費負担軽減に対する補助などに係る費用を新規及び増額計上しております。

消防費では、新型コロナウイルス感染症対策として、避難所への感染症対策用品の購入、ウイルスに汚染された施設や車両内の除染が可能なオゾン式除染装置の購入などを増額計上しております。

教育費では、小学校費と中学校費で、各学校への感染症対策用品の購入やGIGAスクール構想によるパソコン端末の整備を、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環で前倒ししてオンライン学習環境の整備を急遽進めるため、児童・生徒全員分の端末借り上げの費用を計上してございます。

次に、議案第30号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,628万9,000円とするものであります。

歳入の内容は、一般会計繰入金を増額するものであります。

歳出の内容は、税制改正に伴うシステム改修費の計上でございます。

続いて、議案第31号 令和2年度山ノ内町介護保険特別補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,868万5,000円とするものであります。歳入歳出ともに会計年度任用職員の前職歴加算に伴う増額であり、歳入は一般会計繰入金を、歳出は認定調査費等の職員手当等をそれぞれ計上するものでございます。

次に、議案第32号 令和2年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入額を146万円増額し、総額4億1,353万3,000円に、支出額を138万円増額し、総額3億2,313万7,000円とするものでございます。資本的収入及び支出につきましては、収入額を110万円増額し総額2億4,798万5,000円に、支出額を534万円減額し総額4億3,691万円とするものでございます。

内容につきましては、収益的収入及び支出につきましては、消火栓受託工事に係る補正であります。また、資本的収入及び支出につきましては、北部浄水場のポンプ施設制御盤が冬期間に倒木により損傷を受けたことによる修繕に係る工事費の計上と、それに対する一般会計補助金の計上であります。

以上、4議案について一括ご説明申し上げます。なお、議案第29号の細部につきましては、総務課長より補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上です。

**議長（山本光俊君）** 補足の説明を求めます。

議案第29号について、総務課長。

**総務課長（小林広行君）** 〔議案に基づく補足説明〕

---

### 30 議案第33号 令和2年度元災公共土木施設災害復旧工事請負契約の締結について

### 31 議案第34号 令和2年度塵芥車購入事業の売買契約の締結について

**議長（山本光俊君）** 日程第30 議案第33号 令和2年度元災公共土木施設災害復旧工事請負契約の締結について及び日程第31 議案第34号 令和2年度塵芥車購入事業の売買契約の締結についての2議案を一括上程し、議題とします。

以上、2議案について提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

**町長（竹節義孝君）** 議案第33号 令和2年度元災公共土木施設災害復旧工事請負契約の締結について及び議案第34号 令和2年度塵芥車購入事業の売買契約の締結についての2議案について



て一括ご提案申し上げます。

最初に、議案第33号 令和2年度元災公共土木施設災害復旧工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年度10月に発生した台風19号災害による準用河川、伊沢川の災害復旧工事で1億3,805万円にて株式会社下田土建と請負契約をするため、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第34号 令和2年度塵芥車購入事業の売買契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、家庭から排出されるごみの安定的な収集運搬を実施するため、4トン級の塵芥車7台を運用しておりますが、老朽化した塵芥車の計画的な更新をするため1台購入するもので、中野市の株式会社中野車輛、代表取締役、山崎義明と831万6,000円で売買契約を締結するため、議会の議決をお願いするものであります。

以上、2議案について一括してご説明申し上げます。なお、議案第33号につきましては建設水道課長から、議案第34号につきましては健康福祉課長から補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上です。

議長（山本光俊君） 補足の説明を求めます。

議案第33号について、建設水道課長。

建設水道課長（小林元広君） [議案に基づく補足説明]

議長（山本光俊君） 次に、議案第34号について、健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） [議案に基づく補足説明]

---

3 2 議案第35号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について

3 3 議案第36号 山ノ内町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

3 4 議案第37号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

3 5 議案第38号 山ノ内町国際交流員任用条例の制定について

議長（山本光俊君） 日程第32 議案第35号から日程第35 議案第38号までの4議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。）

議長（山本光俊君） 以上4議案について、提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第35号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第38号 山ノ内町国際交流員任用条例の制定についての4議案について、一括してご提案申し上げます。

最初に、議案第35号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定についてご提案申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置による地方税法等の改正に伴うもので、条例準則に合わせた関係規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第36号 山ノ内町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に関わる関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、行政手続等における情報通信の技術に関する法律が改正されたことに合わせ、条例を改正しようとするものでございます。

続いて、議案第37号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明を申し上げます。

本案につきましては、情報通信技術等の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の制定に基づき、本条例で引用する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改めるなど、条例改正しようとするものでございます。

次に、議案第38号 山ノ内町国際交流員任用条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、語学指導等を行う外国青年招致事業、JETプログラムにおける国際交流員の任用に当たり、その職務の特殊性を考慮し、国際交流員の勤務条件について本条例を制定するものです。

以上4議案について、一括してご説明申し上げます。

なお、細部につきましては、議案第35号を税務課長から、議案第36号を総務課長から、議案第38号を観光商工課長から補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上です。

議長（山本光俊君） 補足の説明を求めます。

議案第35号について、税務課長。

税務課長（常田和男君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（山本光俊君） 次に、議案第36号について、総務課長。

総務課長（小林広行君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（山本光俊君） 次に、議案第38号について、観光商工課長。

観光商工課長（湯本義則君）　〔議案に基づく補足説明〕

---

議長（山本光俊君）　以上をもって、本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉議し、散会します。

ご苦労さまでした。

（散　会）

（午後　1時46分）